

「茨木市環境基本計画(案)」に対する 意見等提出結果の概要

単位:人

		意見の内容		計
		有効	無効	
提出方法	メール	1	0	1
	郵便	0	0	0
	ファクシミリ	5	0	5
	持参	3	0	3
	持参(環境フェア)	4	0	4
計		13	0	13

意見の内容	件数
全体について	4
第1章について	11
第1節について	0
第2節について	6
第3節について	5
第2章について	51
第1節について	4
第2節について	47
第3章について	6
第1節について	5
第2節について	1
その他の意見	3
小計	75
単なる意見(賛否のみを含む)	2
合計	77

※ 次ページ以降の「ご意見の概要」部分は、類似のご意見をまとめています。

提出された意見等及び市の考え方(案)

1 全体に対する意見

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
1	全体	概要版を作成すべきである。	計画内容を分かりやすく周知・啓発するため、概要版を作成します。	不要
2	全体	取組内容が多く、何を重点的に行うのかよく分からないため、最優先課題や、重要課題等を明確にしてほしい。	4つの基本施策をバランスよく推進していきたいと考えています。また、基本施策の推進には、人づくりや仕組みづくりが重要であることから、「環境意識、環境行動、環境教育」を個別施策ではなく各施策に関する横断的な取組としています。	不要
3	全体	現在策定中の総合計画の第6章を見ると、4つの施策が環境基本計画での「基本施策」と、総合計画の各施策での取組がこの計画では「取組方針」と、それぞれで一字一句も違わぬものであり、第1章・第2節で触れられている役割や位置付けを含め、この計画を策定する意義が認められない。	本計画は、環境基本条例に基づき策定するとともに、第5次総合計画の環境部門の分野別計画として策定しているもので、同時期に策定作業を行っている第5次総合計画にその内容を反映することで整合を図っております。	不要
4	全体	現行計画でもPDCAサイクルの手法として計画推進への取組みが記述されているが、この案でも12年間の振り返りの見直しに欠け、この計画の策定にあたって前提となるPDCAマネジメントが十分になされているといえない。	現行計画の見直し(12年間の振り返り)については、本計画の策定にあたり、現状把握及び課題抽出を行っております。	不要

2 第1章に対する意見

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
5	P.2 役割と位置付け	第2段1行目に“まちの将来像”とあるのは、“茨木市の将来像”であるべき。	総合計画では“茨木市の将来像”は設定せず、“まちの将来像”としたため、その実現を目指します。	不要
6	P.2 役割と位置付け	関連する分野別計画として、「地域エネルギービジョン」と「総合交通戦略」も記載されるべき。	ここでは主な計画のみを挙げており、追記はしません。	不要
7	P.3 計画期間	「環境行動」を要素とすれば、“人づくり”や“仕組みづくり”とともに、“まちづくり”を要素に追加してはどうか。	ご指摘の“まちづくり”は対象が広くなりすぎる(都市設計等もまちづくり)ため、追記はしません。	不要
8	P.3 計画期間	「資源の循環」ではなく「環境資源」が適切ではないか。	「環境資源」とすると対象が広くなりすぎるため、現状どおりとします。	不要
9	P.3 計画期間	「地球温暖化」ではなく「地球温暖化対策」が適切ではないか。	ここでは分野や対象を示しており、対策を示したのではないため、現状どおりとします。	不要
10	P.3 計画期間	上位計画である総合計画が基本計画を前期5年間の策定としており、環境の変化が生じた場合のほか、後期計画に対応しての見直しも記述されるべきではないか。	総合計画の見直しも含め、社会情勢や環境の変化が生じた場合、必要に応じて見直すため、現状どおりとします。	不要
11	P.6 環境を取り巻く社会情勢	省エネも並列に考慮すべき。(P.18に「引き続き、公共施設等への効果的な再生可能エネルギー設備や、省エネルギー設備の導入が必要です」、P.40に「再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を図る」と記述があり、記載してはどうか)	ここでは一般的な社会情勢についてのみ記載しています。	不要
12	P.6 環境を取り巻く社会情勢	市の関与が大きい公共施設や大規模開発に際して先導的な省エネルギーシステムの導入を率先して進めるべきだと考える。茨木市においても例えば、市域の事業者が上水代用として使用している井水、地下水熱や、中心市街地の豊富な地下水熱等を利用する考えはないのか。	ここでは一般的な社会情勢についてのみ記載しています。	不要
13	P.12	余白を活用すべきである。	余白を活用し、写真等を掲載します。	必要
14	P.19 (5)市民・事業者・市の協働	実情を踏まえ、活性化を図るには、動機付けに始まる情報共有のWSやその活動を推進する中間支援組織、さらには活動を促すインセンティブなど、行政による一定の支援が求められる。	ここでは、現行計画の目標別に課題を簡潔に記載しており、個別事業については、今後の事業展開の際の参考といたします。	不要
15	P.20	立命館大学新キャンパス開設に伴い、ごみ排出量が増えると思われるが、何か対策を講じる予定はあるのか。	一事業者として、ごみの減量を依頼していきます。	不要

提出された意見等及び市の考え方(案)

3 第2章に対する意見

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
16	P.21 環境像と基本 施策	現行計画と同様、「環境像」についての記述があるが、その意味合いが市民の常識でピンとこない。現行総合計画での都市像に「環境実践都市」がうたわれていたが、これらの理念を統合し、「環境像」を「環境都市像」とすることを提案。	本計画では「心がけから行動へ」が示すよう、ソフト面・ハード面を一体として環境施策を推進していくこととしていますが、「環境都市像」とすると、「都市づくり」などハード面を中心に想像してしまうため、現状どおりとします。	不要
17	P.22・23	「緑」と「みどり」の使い分けや、「3R」について、解説が必要では。	巻末に作成予定の用語集にも記載します。	不要
18	P.24	取組内容中 ③環境美化活動 → 環境美化活動の○ ○ ②家庭系ごみの再資源化 → 家庭系ごみの再資源化○○ ②事業系ごみの再資源化 → 事業系ごみの再資源化○○	文言修正します ③環境美化活動の推進 ②家庭系ごみの再資源化の推進 ②事業系ごみの再資源化の推進	要
19	P.24	見やすいように図のデザインを修正してはどうか	ご意見を参考にさせていただき図を修正します。	要
20	P.26～P.49	現行計画では、施策の展開で目標の一つに「市・市民・事業者の協働」があったが、この案には環境像の実現に必要な「環境行動」に関する具体的戦略が見られない。ここは、縦軸施策・取組を推進・実現するため、横軸施策として、住民団体や事業者を含めた広義の市民による参加・協働の追記が求められる。	環境行動に繋げていくためには、環境意識を高めていくことが最も重要であることから、各取組方針ごとに、「環境意識・環境教育・環境行動」に関する取組を掲げています。 また、参加・協働の取組については、各主体の取組欄に記載しているため、現状どおりとします。	不要
21	P.26～P.27	大気・水環境等の保全で市民の取組内容に“公共交通機関や自転車等の利用に努めます。”とあるが、どのような関係性で記述されているのか、まったくわからない。	自動車の使用に伴う排気ガスを減少させる観点から記載しています。	不要
22	P.26～P.27	下水道処理の高度化と合流式下水道の改善で市民と事業者の取組内容が同じなのは、理解できず、それが事実ならば、取組自体を一つにまとめるべき。	下水道処理の高度化及び合流式下水道の改善について、どちらも公共用水域の水質保全という目的のもと、市民や事業者の実施できる取組内容は同様のものとなりますが、下水道処理の高度化においては、大阪府管理の処理場能力の向上が主体となります。一方、合流式下水道の改善においては、雨天時の未処理水放流回数を減らす等、大阪府と茨木市が一体的に実施できる対策が主となります。従いまして、市民・事業者のみならず取り組んで頂く内容が同様のものでも、事業内容が異なりどちらも環境面で重要な施策であるため2項目を記載しています。	不要
23	P.26～P.27	各主体の取組一覧で、事業者の欄に“事業者は、…”とわざわざ書くことは不要。	各主体の取組区分中の「事業者」の中には、団体等も含まれているため、実施主体を明確にするために記載しています。	不要
24	P.28～P.29	化学物質の排出や遺伝子組換え実験等が取り上げられているが、これが新たな環境課題にあたるのだろうか？。(現行計画でも同様の事柄が「新たな環境リスクの未然防止」として記述されている。)	化学物質の排出に関しては、本市は、平成24年1月に事務権限の移譲を受けており、新たな環境課題と捉えています。 遺伝子組換え実験等については、環境基本法に規定する公害の範疇になく、また他の自治体でも同様の取組事例は極めて少ないことから、新たなカテゴリーの意で「新たな環境課題」に組み入れました。	不要
25	P.28～P.29	環境意識・環境教育・環境行動での“環境への取組を積極的に公開します。”とは、何をいわんとしているのか？。また、“環境負荷低減に関する…”とあるが、環境負荷低減は、主に地球温暖化の問題であり、ここにそぐわない。	ご指摘の「環境への取組を積極的に公開します」とは、化学物質やライフサイエンス系施設への取組について、市民に分かりやすく年次報告書などを通じてお知らせするという趣旨です。 環境に与える悪影響について、分野を限定せず「環境負荷」としています。	不要
26	P.28～P.29	環境指標の「環境保全協定の締結件数」は、この件数いかに環境リスクが防げるものでなく、不適當。	環境指標は、環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を把握するための数値としています。 ここでは、市が遺伝子組み換え実験等を行う施設の安全性を確保するために取り組んだ実績を示す指標として、「環境保全協定の締結件数」を設定しているものです。	不要

提出された意見等及び市の考え方(案)

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
27	P.30～P.31	事業者の取組内容での“事業者・団体は、”は、不要で、団体を含むのならば、総合計画と同じく、その旨を主体の項目欄に記載。以下の施策も、同様。	主体欄を「事業者・団体」に修正します。	要
28	P.30～P.31	路上喫煙防止の推進で路上喫煙率が環境指標になっているが、定点での実態把握は、どこが費用負担し、費用対効果をどのように考えられているのか？。	定点調査は、禁止地区及びその周辺10か所を年3回調査を行い、各か所の喫煙率を導き出すもので、その費用は市の負担となります。喫煙率については、条例施行前は1.2%でありましたが、施行後、ここ数年は0.3～0.5%で推移しており、今後、この率の変動に注視して路上喫煙防止の対策を講じていきたいと考えており、定点調査の効果は高いと考えています。	不要
29	P.30～P.31	ペットの適正飼養で費用補助が環境基本計画の主な施策であること自体に物足りなさを感じるが、その効果を確認するだけでなく、補助の件数が環境指標とは、まったく合点のいかない話。	ペットの適正飼養については、“飼い犬等への避妊・去勢手術費の補助”だけでなく、犬糞の持ち帰り等の周知・啓発を取組内容としています。また、環境指標は、環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を把握するための数値としています。ここでは、みだりな繁殖を 방지、ペットの糞尿等の苦情やトラブルを減らす指標として、「飼い犬等の避妊・去勢手術費補助件数」を設定しているものです。	不要
30	P.32～P.33	ヒートアイランド対策として、みどりのカーテンとあるが、これは、室内温度を下げる効果が期待され、市が行うヒートアイランド対策としては、壁面・屋上や道路の緑化であり、さらに、保水性舗装や遮熱性舗装の効果が大きいとされているが、その取組はどうなっているのだろうか？。	市のヒートアイランド対策としては、みどりのカーテンの設置や屋上緑化など、公共施設の緑化を進めていきます。また、保水性舗装については、5,290㎡実施しているところであります。(平成25年度末現在) 現在のところ、水の蒸発散によって路面温度を低減する「保水性舗装」にて取組んでおり、遮熱性舗装は、実施しておりません。	不要
31	P.34～P.35	取組内容の「環境にやさしい農業の推進」は、耕地に恵まれた本市の利点を活かし、期待するところ大だが、実情を見ると、農業の担い手不足から休耕地が目立ち、各主体による取組とされているエコ農産物も品不足のうえ、取扱い店が限られるなど、この実現には、全市的プロジェクトによる取組みが求められる(取扱い店の一例として、彩都周辺では、他府県の物産販売店に席卷されている。)	当該取組は、農家と消費者双方の意識づけが重要であり、農家の高齢化等から一気に進める事は困難であります。今後PRと支援に努め推進していきます。	不要
32	P.38～P.39	取組内容の情報交換の場の充実として、「プラットフォーム」が強調されているが、市民に「見える化」されおらず、また、この組織のみが情報交換の場でなく、多様な展開が望まれるとともに、それらの「いかす化」には、中間支援機能の充実や市の適切な支援が求められる。	現在は環境基本計画の策定段階でありますので、本計画のプラットフォームは設置しておりません。今後、設置に向けて検討してまいります。なお、いただいたご意見については、今後の事業展開の際の参考にさせていただきます。	不要
33	P.38～P.39	省エネライフスタイルの推進で市の取組内容に「エコオフィスプランいばらき」が触れられているが、温室効果ガス排出量に関し、平成23年度の基準年度比でマイナス7%の目標値に対し、25年度でプラス5%の実績が報告されており、環境指標での市民1人あたりとともに、市の数値も対象にされるべき。	環境指標は、環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を把握するための数値としています。ここでは一事業者である市役所の取組だけではなく、市域全体の温室効果ガス排出量を環境指標としています。なお、「エコオフィスプランいばらき」の取組状況については、毎年度報告書を作成し、公表しています。	不要
34	P.38～P.39	市民のライフスタイル見直しと同様、事業者によるビジネススタイルの見直しが求められるが、そのための環境マネジメントシステムへの取組みには、どのような施策がなされているのだろうか？。	現在、市内の中小事業者を対象に、環境マネジメントシステムの認証取得(ISO14001等)に要した経費の一部を補助しています。	不要
35	P.40 現状と課題	考え方は理解できるが、平成26年度よりCO2冷媒ヒートポンプ(エコキュート)が補助対象外となったが、理由を教えてください。	CO2冷媒ヒートポンプ(エコキュート)については、一定の普及がされたと判断し、対象から外しております。	不要
36	P.40 取組内容	先ごろ、堺市では大規模ショッピングセンター開発に際し、空調、給湯の熱源として下水熱を利用するシステムを導入した。市民への啓蒙や周辺自治体へのPR上有効な取組と考える。茨木市においても例えば、市域の事業者が上水代用として使用している井水、地下水熱や、中心市街地の豊富な下水熱等を利用する考えはないのか。	市では太陽光を中心とした再生可能エネルギーの導入促進を行っておりますが、下水熱等のエネルギーについても研究をすすめてまいります。	不要

提出された意見等及び市の考え方(案)

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
37	P.40～P.41	原子力発電に依存せず、また低炭素社会への取組を本格化させる「エネルギー地産地消」という観点から、「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進」を基本とすべきである。また、公共施設(市民会館、小・中学校、保育所)に太陽光発電を積極的に推進すべきである。	本計画では取組方針の一つとして「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進」を掲げており、これに基づき、再生可能エネルギーの普及・拡大に向け取組を進めてまいります。	不要
38	P.40～P.41	取組方針として「再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進」を掲げ、市の取組として「市民や事業者へ導入支援を行い、再生可能エネルギー等の普及を図ります」とあるが、「住宅用太陽光発電システム設置補助事業」における、補助金額が上限額10万円から5万円に半額になるなど、制度が後退している。制度を元に戻し、更なる拡充をすべきである。	具体的なご意見、ご提案については、今後実施していく事業検討の際の参考といたします。なお、「住宅用太陽光発電システム設置補助事業」における補助額は、普及状況やシステム設置費用が低下傾向にあること等を考慮し決定しており、補助額の引き下げが制度の後退にはなるものとは考えておりません。	不要
39	P.40～P.41	再生可能エネルギーの導入・推進・普及・活用と種々の表現で記述されているが、内容としては、太陽光発電のみであり、風力発電やバイオマスエネルギーのほか、本市の特性ともいえる北部での豊富な水資源を活かしての小水力発電など、他の発電システムに触れられておらず、それらの取組みが望まれる。なお、「再生可能エネルギー等」での「等」は、何を意味するのだろうか？	市では太陽光エネルギーが最も活用しやすいため、このような記載としています。なお、「再生可能エネルギー等」の等については、主に省エネルギー設備を指しています。	不要
40	P.40～P.41	間伐材や廃材の搬入量が環境指標になっているが、当該取組として、二次的外部効果であり、不適當。(なお、廃木材は、廃材が一般的用語。)	環境指標は、環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を把握するための数値としています。ここでは、森林ベレット生産に繋がるため、「木質ベレット等の製造工場への、間伐材の搬入量」を、バイオエタノール生産に繋がる「バイオエタノールプラントへの廃木材の搬入量」をそれぞれ環境指標として設定しています。	不要
41	P.42 取組内容	スマートコミュニティの導入という茨木市の目玉プロジェクトを考えてほしい。先ごろ、堺市では大規模ショッピングセンター開発に際し、空調、給湯の熱源として下水熱を利用するシステムを導入した。市民への啓蒙や周辺自治体へのPR上有効な取組と考える。茨木市においても例えば、市域の事業者が上水代用として使用している井水、地下水熱や、中心市街地の豊富な下水熱等を利用する考えはないのか。	本市では東芝工場跡地において、スマートコミュニティプロジェクトが進められております。当プロジェクトでは、電気、熱、水、情報等の様々なインフラの最適化を図り、地域内の省エネ、低炭素化・省コストを実現するとされており、市もその取組を促進してまいります。また、下水熱等のエネルギーの利用についても研究をすすめてまいります。	不要
42	P.42 取組内容	JR茨木、阪急茨木市間連絡については改善が必要と考える。特に、ラッシュアワー時は移動時間が想定できない。また、タクシーは渋滞回避のため狭隘な路地道を利用することが多く市民の安全上も問題がある。路面電車を導入する考えはないのか。JR阪急間の関係ができれば、乗降客が増え中心市街地の活性化上も有効と考えるがどうか。	具体的なご意見、ご提案については、今後実施していく事業検討の際の参考といたします。なお、公共交通機関の利用促進については、本市総合交通戦略と整合を図り実施してまいります。	不要
43	P.42 取組内容	スマートコミュニティ実現の見込みはあるのか。	関西イノベーション国際戦略総合特区・北大阪地区での事業であり、市も連携を図り、実現を目指してまいります。	不要
44	P.42～P.43	取組内容として、低炭素建築物の普及・啓発が記述されており、認定申請のできる区域条件や期間があると了解し、少なくとも長期的な基本計画の指標とする取組みにふさわしいといえず、環境指標として、「低炭素建築物の認定件数」も不適當。「エコまち法」本来のまちづくりは、都市機能の集約化/公共交通機関の利用促進/緑・エネルギーの面的管理・利用の促進などにあり、これらに関する低炭素まちづくり計画の取組みが求められる。	低炭素建築物は市街化区域での申請になりますが、建物に起因するエネルギー消費は大きいことから、取組内容として記載しています。環境指標は、環境像の実現に向けて実施する施策や取組の動向を把握するための数値とし、ここでは、低炭素な暮らしを推進するため、低炭素建築物の認定件数を環境指標に設定しています。なお、低炭素まちづくり計画の取組については、今後の事業展開の際の参考といたします。	不要
45	P.42～P.43	取組内容の公共交通機関等の利用促進では、各主体の取組として、事業者に求めていることは、すべて市に共通しており、率先するべきであるほか、「公共交通を使ってみよう」の利用促進具体策として「モビリティ・マネジメント」(MM)を重点施策とすることが求められ、そのなかで職場MMとして、エコ通勤への取組みが望まれる。	エコ通勤への取組については、今後の事業展開の際の参考といたします。	不要

提出された意見等及び市の考え方(案)

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
46	P.42～P.43	「東芝スマートコミュニティ」に関する囲み記事は、はじめ2行の文脈が適切でなく、わかり難い。	「東芝スマートコミュニティとは、東芝工場跡地において実施予定のスマートコミュニティのことで、関西イノベーション国際戦略総合特区・北大阪地区での事業一つです。」に修正します。	要
47	P.44 取組内容	事業所に対するごみ減量の指導の徹底をお願いしたい。	多量排出事業者を中心に、ごみ減量の指導を進めてまいります。	不要
48	P.44～P.45	家庭系ごみの減量化推進で事業者の取組内容に“自治会等は、廃棄物減量等推進を中心に、…”とあるが、自治会が団体だということだろうか？。自治会は、市民の扱いであるべき。	本計画では、自治会やこども会など、一定の組織であれば、事業者・団体の主体区分としています。	不要
49	P.44～P.45	取組内容の「事業系ごみの減量化推進」で主要内容に記載文と各主体の取組で市の取組内容に記載文とが同一なのは、頂けない。	「環境衛生センターで、適正処理の指導を行います。」と記載するなど、同一ではありません。	不要
50	P.44～P.45	取組内容の「資源物分別の推進」も主要内容に記載文と各主体の取組で市の取組内容に記載文とが同一であり、手直しが望まれるが、そもそも、ここに記述の資源物と次の取組方針(2)での資源物とは、どう違うのだろうか？。同じであれば、再資源化を推進のために分別する趣旨により、取組方針(2)とまとめるのが妥当。	取組方針(1)については、ごみ減量化の一環として資源物を分別する趣旨であり、取組方針(2)は再資源化の推進として、資源物回収量を増やす趣旨で記載しています。	不要
51	P.44～P.45	環境指標の家庭系ごみ排出量が平成25年度498gだが、総合計画の掲載資料による平成23年度数値が1,083gであり、その違いは、どうなっているのか。このような不親切な情報提供で意識啓発ができるのだろうか。	環境指標については、市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量であり、総合計画に関しては、これまでの取組結果(変化)を国・大阪府と比較するため、事業系ごみも含んだ数値としています。	不要
52	P.46～P.47	ここに記述のごみは、前の取組方針(1)(減量化の推進)での一般ごみと異なり、再資源化の対象と理解し、「資源ごみ」あるいは「資源物」との記載が望ましい。	ここでは「資源化できないごみ」と「資源物」を併せて「ごみ」として記載しています。	不要
53	P.46～P.47	「3Rとは」の囲い込み記事は、3Rのうちで、Reduceを最優先とする啓発を踏まえ、前の取組方針(1)(減量化の推進)に掲載するのが望ましい。	Reduceだけでなく3R全てが重要であること、また、余白スペースの関係上、このページに記載しています。	不要
54	P.48 取組内容	「炉の更新」には、多額の費用を要するが、財源はあるのか	炉の更新にあたっては、毎年度、基金として積み立てを行っています。	不要
55	P.48～P.49	「③取組内容」及び「⑤各主体の取組」として「効率的な収集から処分までの方法や経費負担のあり方について見直しを進めます」とあるが、「家庭系ごみの有料化(有料指定ゴミ袋の導入含む)」とも取れるため、見直すべきである。	効果的なごみ処理の推進をめざすもので、有料化を前提としたものではないため、現状どおりとします。	不要
56	P.48～P.49	現状と課題に「長寿命化計画」とあるが、どのような計画で、どこに開示されているのか？。	ストックマネジメントの考え方を導入し、適正な運転管理と定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設全体を長寿命化する計画です。社会・経済情勢の変化等により年次計画は、変更が生じることから、開示はしていません。	不要
57	P.48～P.49	効果的なごみ処理の推進で市民の取組内容に記載の“市民相互の啓発…”とは、どういう意味合いか？。	地域の一員として、地域住民がお互いに連携を密にし啓発することで、ごみと資源物の分別が適正に行え、ごみを処理する経費が抑制されます。	不要
58	P.48～P.49	ごみ処理施設に関し、市の取組内容で、長寿命化計画に基づく継続的な維持管理と記述の一方、適切な時期に炉の更新ともあり、その関係性は、どうなっているのか？。	ごみ処理施設の耐用年数は一般的に20年といわれており、他の公共施設と比較すると短いですが、適正な保安全管理により長寿命化することが可能です。しかしながら、ごみ処理施設は、高温、多湿、腐食性ガスなどの過酷な条件下で稼働しているため、長寿命化にも限界があり、適切な時期での更新が必要です。	不要
59	P.48～P.49	環境指標に記載の経費は、市民を何人としての数値なのか？。	当該年度の茨木市の人口としています。	不要

提出された意見等及び市の考え方(案)

4 第3章に対する意見

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
60	P.50～P.52	まず、この節の名称が目次で「計画の推進体制」となっており、細かいことながら、ここにも仕事ぶりのいい加減が見られる。	ご指摘のとおり目次を修正します。	要
61	P.50～P.52	現行計画では、当初、「環境計画推進委員会」が組織され、PDCAに基づいて計画を推進(着実な実施を管理)する位置付けにあったが、その後、「環境管理推進組織」に改編され、エコオフィスプランいばらきの推進へとトーンダウンしており、この案で触れられてもならず、市民にとって「みえる化」していない。	環境基本計画の策定及び推進に関する事項については、茨木市政策推進会議設置規則に基づく、茨木市政策推進会議において推進していきます。なお、本計画の推進状況については、年次報告書等で周知していきます。	不要
62	P.50 推進体制	“環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を…”とあるが、環境基本条例では、第24条(環境審議会)第2項の2号で環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すると規定しており、整合が必要。	「環境の保全及び創造に関する基本的事項」に修正します	要
63	P.50 推進体制	「プラットフォーム」が強調されているが、その組織・活動実績など、「みえる化」されておらず、その点を明示するとともに、活用するための具体策の記述が必要。	現在は環境基本計画の策定段階でありますので、本計画のプラットフォームは設置していません。今後、活用方法も含め設置に向けて検討してまいります。	不要
64	P.51～P.52 環境指標	各指標に対する平成25年度の基準数値がどのように評価されているのか?、このような基準評価がなく、指標も必ずしも適切といえず、これでは、やっぱりやっつけ仕事かと思わざるを得ない。	平成25年度の数値については、一部、年次報告書等で評価しています。なお、今後については、平成25年度の数値を基準として、毎年度、指標の把握及び検証を行います。	不要
65	P.53	年次報告書による公表・周知を図ってのPDCAサイクルで継続的改善が記述されているが、年次報告書では、快適環境の創造を除き、専ら保全に関わる内容であり、創造につながる改善効果が十分に見られず、この問題は、PDCAサイクルにおける「C」から「A」への過程にあると思われる、ここでの実効性を挙げるには、当事者の情報共有が必須であり、そのための手法として、年次報告書の公表に頼るのではなく、ワールドカフェをはじめ、顔の見えるWSの活用が求められる。	PDCAサイクルにおける「Action(改善)」では、環境審議会等からの意見や助言を踏まえ、事業内容に反映します。	不要

5 その他の意見

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
66	その他	ゴーヤの市民参加で苗の配布、応募してもいつも×もう少し多く準備して、皆に配布可能にしてほしい	事業を実施する場合は広報誌等で周知していくため、ご確認をお願いします。	不要
67	その他	マンションに住んでいるが、ごみの分別がなされず、回収されないシールが貼られたごみが残っており、やむを得ず、排出者でない私が始末している。「分別」は個人の良心に頼る部分も多いが、市からもう少し丁寧な説明をお願いしたい。資源物として回収したものは、回収量や売上金額等と市のホームページに公表することはできないのか。	個々のごみの捨て方等の相談につきましては、別途ご連絡いただきますようお願いいたします。なお、資源物の回収量や売上金額については、ホームページや広報誌にて公表しております。	不要
68	その他	隣人が、早朝から夜間にかけて、中古農機具の修理をしており、大きな音が発生している。また、ペンキ塗り(吹きつけ塗装)も併せてしているため、窓を開けて生活ができない。このため、パトロールや広報に記事を掲載するなど、周知・指導をしてほしい。 さらに、ペンキ汚染した布や工場内で使用したものを燃やしている。多くの方が困っているため、何か対策を実施してほしい。	個々の公害苦情につきましては、別途ご連絡いただきますようお願いいたします。	不要

提出された意見等及び市の考え方(案)

6 単なる意見

No.	意見箇所	意見等	市の考え方(案)	修正
69	その他	茨木市は自然災害に対して十分な防災計画や避難施設はあるのか。 また、障がい者等、災害弱者はどのような状況にあるか把握する必要があるのではないかと。 災害発生時の行動が分からない。例えば、「安威川が危険水位に達した」と情報が流れても個人ではどのように行動すべきか分からない。	主に総合防災計画の内容であり、本計画の対象ではありません。	不要
70	その他	侵入盗の犯罪が多発しており、茨木市内全域に防犯カメラを設置してほしい。	主に総合防災計画の内容であり、本計画の対象ではありません。	不要